

死因究明教育研究センター

平成 26 年 6月13日に閣議決定された死因究明等推進計画などによる社会的要請を受け、中国・四国地方における死因究明学教育・研究の拠点化を目指し、平成 29 年 6 月 22 日付けで、広島大学大学院医歯薬保健学研究科に「死因究明教育研究センター」が設置された。当センターでは死因究明に必要な分野横断型専門家を育成し、死因究明学研究を推進するとともに、地域の拠点として社会に貢献することを目標としており、本目標達成のため、具体的には、死因究明専門家・死因究明関連医療人の育成や薬物検査等の精度・実施率向上、死後画像診断学における法医学的・病理学的基盤の確立等の死因究明制度の資質向上に資する取組を通じて、わが国の新たな「死因究明システム」の開発を目指している。同時に歯科領域に関しては、法歯科医学の学士教育や研修、法歯科医学の専門歯科医師の養成、個人識別の歯科医学的研究の推進、犯罪や児童虐待、老人虐待の原因や予防の究明を行い、さらに、広島県内における異状死体の検案能力のレベルアップを目的として、検案・身元確認に携わる医師・歯科医師・警察官・海上保安官・自衛隊警務官等に対する研修プログラムの作成・実施が求められている。当センターにおける実習は上記の目的の一環として法中毒学・歯科法医学・臨床法医学・法分子生物学・法病理学・死後画像診断学の 6 分野が協同して行うものであり、最後の医療としての死因究明の重要性を認識した上で、死因究明を基礎的理論と応用医学的側面の両面より学び、医師としての実際的な活動に直ちに応用し得る知識の習得を目標とする。

1) 実習の到達目標

【到達目標】

死因究明の知識を習得し、死亡診断書・死体検案書を適切に作成し得る知識の習得を目標とする。

【個別目標】

- 解剖するに当たり、消毒・感染防護、器具の管理が行える。
- 外表所見がとれる。
- 内景所見がとれる。
- 口腔所見がとれる。
- 死体现象が説明できる。
- 損傷の有無の判断、成傷機転の考察が適切にできる。
- 採取した試料・臓器の管理が適切に行える。
- 死因に関する薬毒物の有無が判断できる。
- DNA 分析などで個人特定ができる。
- 形態学的な変化と病態を対比できる。
- 死体検案書あるいは死亡診断書の作成ができる。

- CT における死後変化や蘇生処置後変化がわかる。
- 死後 CT 所見より死因について推定できる。

2) 実習項目

- 法医解剖事例・検案事例を通し、死体検案書を作成する。
- 死後 CT を読影し、死因の推定を行う。
- 死体の口腔所見を記録する。
- 解剖に伴う各種検査（アルコール、一酸化炭素、薬毒物、プランクトンなど）を行う。
- 肉眼的観察、顕微鏡的観察（組織標本作製を含む）を通して、病態への理解を深める。
- 簡易薬毒物検査を行い、薬毒物の推定を行う。
- 機器分析（LC-MS や GC-MS）による生体試料中の薬毒物を同定、定量する。
- 検出された薬毒物濃度を考慮し、死因への関与を判断する。
- 毛髪中の薬毒物を分析し、薬物摂取履歴を推定する。

3) 評価

評価は出席状況、実習態度を考慮し総合的に判断する。

上記の目標が達成できたかを、教官との間のディスカッションの内容や、作成した死体検案書を基に判断する。